

浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市北区の観光PRを図るため、浜松市北区作成の観光に関する刊行物を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 北区作成の観光に関する刊行物とは、「浜松市北区まるごとMAP」と「おくハマナビ」(以下「刊行物」という)をいう。

(使用承認の申請)

第3条 刊行物を使用しようとするものは、浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用申請書(様式1)に必要な事項を記入して、刊行物の使用がわかるデザインの書面を添付し、浜松市北区まちづくり推進課に提出し市長の承認を受けなければならない。

(使用承認の基準及び審査)

第4条 刊行物を営利目的に使用してはならない。ただし、営利目的であっても浜松市のPRにつながるものであると市長が認めるときは、この限りでない。

2 刊行物の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長はこれを承認しない。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体を市が公認しているような誤解を与え、又は売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (6) 刊行物を正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (7) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (8) その他、承認することが不相当と認められる場合

(使用承認)

第5条 市長は、前条の審査の結果、使用を承認する場合に、使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)に対して、承認番号を付した浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用承認書(様式2)を交付するものとする。

2 前条の規定により、使用の承認をしない場合は、浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用不承認書(様式3)を交付するものとする。

(使用料等)

第6条 刊行物の使用者に対する刊行物の使用料は、当分の間無償とする。

(使用期限)

第7条 刊行物の使用承認期限は、第5条第1項により使用承認を受けた日から最長2年間とする。

(刊行物の適正使用及び標記)

第8条 使用者は、刊行物の使用に関して、この要綱を遵守し、刊行物の信用性等を損なうことがないよう適性に使用するとともに、刊行物を使用した物品等(以下「物品」という。)の安全性、品質についても十分な配慮をしなければならない。

2 使用者は、物品が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがないように必要な配慮を行わなければならない。

3 市長は、物品が、市が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれがあると認めた

場合は、使用者に対し刊行物の使用中止又は物品の外観その他についての是正を求めることができる。

- 4 使用者は、物品で刊行物を使用した部分の適切な位置に「浜松市提供」等の文字を標記しなければならない。

(使用の確認)

第9条 使用者は、物品の完成時に、第5条第1項で承認を受けた物品の完成品を市長に提出しなければならない。ただし、物品の性質上の理由などで完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、写真等の提出に替えることができる。

- 2 市長は、前項による確認の結果、物品が適正でないと認める場合は、使用者に対して、是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、市長の承認を受けなければならない。

- 3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(報告義務)

第10条 市長は、使用者に対し、刊行物の使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

- 2 使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対して、直ちにその旨を書面により通知しなければならない。

(1) 使用者の住所又は所在地、代表者、商号等の変更をしようとするとき

(2) 使用者の解散、合併、減資、営業の全部又は一部の譲渡又は譲受、会社分割の決議、その他これに類する変動が生じたとき

(3) 前各号に定めるもののほか、市との関係に重大な影響を及ぼすおそれのある事実が生じたとき

(第三者に対する承認)

第11条 市長は、既に使用者に対して承認した物品と同一又は類似の物品に対して承認をすることができる。この場合において、使用者は市長に対して、当該承認について何らの異議を述べることはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、承認によって生ずる権利又は義務を第三者に貸与し、譲渡又は承継させてはならず、承認に基づく刊行物の使用权を第三者に再承認してはならない。

(承認内容の変更)

第13条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用変更申請書(様式4)を市長に提出しなければならない。

(著作権侵害行為への対処)

第14条 市長及び使用者は、第三者による刊行物の著作権の侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、双方協力して侵害行為に対処するものとする。この場合において、市長は使用者と協議のうえ、使用者の刊行物の使用が円滑になされるよう、必要な手続きをとるものとする。

(権利侵害の主張への対処)

第15条 使用者は、刊行物の使用に関して、第三者から権利侵害の主張があったときには、すみやかに市長に通知しなければならない。

- 2 前項の場合、市長及び使用者は協力して第三者からの主張に対処するものとする。

(紛争の解決)

第16条 使用者は刊行物の使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責

任と費用負担において解決するものとし、市に対して何ら迷惑をかけないものとする。

(使用者の物品に対する責任)

第17条 使用者の物品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負い、市に対し何ら迷惑をかけないものとする。

2 使用者は、物品に関して、JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守しなければならない。

(製造の委託における管理監督責任)

第18条 使用者は、物品の製造を第三者に委託しようとする場合は、受託者がこの要綱の条項に違反することがないように管理監督責任を負わなければならない。

2 受託者の違反行為により市が損害を受けた場合は、使用者がその損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

第19条 使用者の物品の構造上、製造上その他の瑕疵により第三者が損害を受け、その結果、市が当該第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合は、使用者は市に対して直ちにその費用を弁償しなければならない。

(承認の取消)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合は、書面による通知により、直ちに使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

(1) 使用者が自ら振り出し、又は裏書きした手形又は小切手が不渡処分を受けたとき

(2) 使用者が公租公課の滞納処分を受けたとき

(3) 使用者が自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等を受けたとき

(4) 使用者が破産申立て、民事再生若しくは会社更生の申立てをなし、又はこれらの申立てを受けたとき

(5) 使用者が解散、合併又は営業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議し、それによってこの要綱の遵守に支障が生じたとき

(6) 使用者が監督官庁から営業の取消し又はそれに準ずる処分を受けたとき

(7) 使用者が第9条第2項による是正の求めに応じなかったとき

(8) 使用者がこの要綱の各条項に違反したとき

(9) 使用者が重大な背信行為を行ったとき

(10) 前各号に定めるほか、使用者によるこの要綱の遵守が困難であると認められる相当の理由があるとき

(11) 刊行物に関する浜松市の権限の行使に支障が生じたとき

2 使用者は、承認が取り消された場合は、自己の責任と費用負担において、使用承認に基づいて製造した一切の物品の販売等を停止し、又は廃棄処分しなければならない。

3 承認の取消しにより、浜松市又は第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じた場合は、使用者はその費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 市及び使用者は、承認に関し知り得た相手方の営業上の秘密を保持し、第三者に漏らしてはならない。承認期間終了後においても同様とする。

2 市及び使用者は、自己の従業員その他の者に、前項の規定による義務の履行を遵守させなければならない。

(承認終了後の処理)

第22条 承認期間が終了した場合の使用者の在庫物品については、使用者は、承認期間終

了時から6ヶ月以内に限り、販売することができる。

(要綱の改正)

第23条 市は、この要綱を改正することができる。この場合、刊行物の使用条件その他使用に関する事項は、改正後の要綱が適用される。

(補足)

第24条 この要綱に定めるもののほか、刊行物の取扱いに関する必要な事項は、市長が特別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

様式第1号

浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用申請書

(あて先) 浜松市長

平成 年 月 日

住所(〒 -)		
企業、団体等の名称(個人の場合は氏名)		代表者
担当者	Tel	FAX
	E-mail	

1 一般に使用の場合

使用するもの	
数量	
使用期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 商品に使用の場合

使用する商品の種類・品種	
商品名	
販売予定価格(税込み)	
販売想定数	
販売予定期間(使用予定期間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
販売場所	

3 「浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用要綱」の内容を理解し、同要綱に従うことに同意します。

添付書類

- ・企業・団体等の概要がわかる書類
- ・企画・デザインラフ案(様式自由)

本申請にあたり、以下を誓約します。

- ・浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用申請書、その他提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。
- ・浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用承認の審査結果について一切異議申し立てはいたしません。
- ・その他定めのない事項については、浜松市の指示に従います。

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長



浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用承認書

年 月 日付けで浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用要綱第4条の規定により申請のあった刊行物の使用については、次のとおり承認します。

記

1 承認番号	
2 使用を承認する物品	
3 使用数量	
4 使用予定期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日

使用に際しての注意事項

- ・ 「浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用要綱」に従ってください。
- ・ 浜松市からの要請があった場合は速やかに対処してください。

様式第3号

第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長



浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用不承認書

年 月 日付けで浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用要綱第4条の規定により申請のあった刊行物の使用については、次のとおり不承認とします。

記

1 使用を不承認とする物品	
2 不承認の理由	

浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用変更申請書

(あて先) 浜松市長

平成 年 月 日

住所(〒 -)		
企業、団体等の名称(個人の場合は氏名) 印		代表者
担当者	Tel	FAX
	E-mail	

1 下記のとおり、変更を申し込みます。

なお、使用条件に違反した場合は、承認の取り消しまたは使用物件回収の要求等を受けても異議ありません。

承認番号 使用承認書に記載された番号	
使用する商品の種類・品種	
商品名	
販売価格(税込み)	
販売想定数	
販売予定期間(使用予定期間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
販売場所	

添付書類

- 変更後のデザイン(デザイン変更の場合)

本申請にあたり、以下を誓約します。

- 浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用申請書、その他提出書類の内容はすべて事実と相違ありません。
- 浜松市北区作成の観光に関する刊行物使用承認の審査結果について一切異議申し立てはいたしません。
- その他定めのない事項については、浜松市の指示に従います。